

委 託 業 務 仕 様 書

件名 令和8年度 生活支援体制整備事業

1 目的

本業務は介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第5号の規定に基づく業務であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的として実施するもの。

2 履行場所

岩沼市内全域

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

岩沼市内全域を対象とした生活支援コーディネーターによる地域活動を行い、総合事業として実施するサービス・活動事業及び一般介護予防事業並びに地域住民を含めた多様な主体による高齢者の自立した生活や介護予防に資する総合事業に該当しない多様な活動又は事業（以下「生活支援・介護予防サービス」という。）の提供体制を構築し、そのネットワークを活用して高齢者を包括的に支援する体制及び支え合いの地域づくりを進める。

(1) 生活支援コーディネーターの配置

岩沼市内全域を対象とした生活支援コーディネーターを配置し、以下の業務を行う。

① 業務内容

- ア 高齢者の支援ニーズ・関心事や地域住民を含む多様な主体の活動の状況の情報収集及び可視化
- イ アを踏まえた、地域住民や多様な主体による生活支援・介護予防サービスの企画・立案、実施方法の検討に係る支援（活動の担い手又は支援者たり得る多様な主体との調整を含む。）
- ウ 地域住民・多様な主体・市町村の役割（地域住民が主体的に行う内容を含む。）の整理、実施目的の共有のための支援
- エ 生活支援・介護予防サービスの担い手（ボランティア等を含む。）の養成、組織化、具体的な活動とのマッチング
- オ 市民や関係機関に対し、地域における生活支援体制整備の重要性についての意識醸成を図ることを目的とした研修会等の企画及び開催
- カ 各地域包括支援センターに配置されている圏域生活支援コーディネーター（以下「第2層」という。）の活動支援

キ その他、活動全体を通して、市や第2層との取組みの方向性のすり合わせ・調整等

ク 上記アからキの取組に対する検証

② 配置人数 3名（うち1名以上は専従）

③ 要件 次に掲げるいずれかの要件を満たす者とする。

ア 宮城県が実施する生活支援コーディネーター養成研修を修了した者。ただし、やむを得ない場合、履行期間内に前記の研修を受講し、修了すること。

イ コミュニティソーシャルワーカーのプログラムを修了した者

(2) 第1層協議体の運営

生活支援コーディネーターの組織的な補完、把握した高齢者のニーズや生活課題の解決に向けた検討及び社会資源の創設を目的とした多様な主体で構成する協議体の設置、運営を行う。

5 個人情報の保護

個人情報の適正な管理に関して個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岩沼市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第18号）の規定により、個人情報等を取扱う場合には、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

(1) 個人情報を適正かつ最新の状態に保つこと。

(2) 個人情報の滅失、漏えい、改ざん、き損等を防止すること。

(3) 事務事業の執行上保有する必要がなくなった個人情報については、原則として確実かつ速やかに廃棄し、又は消去すること。

6 暴力団等の排除

当該業務を受託するに当たり、岩沼市暴力団排除条例（平成24年条例第24号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員等に該当しないこと。

7 業務の実施報告

(1) 遵守事項

受託した業務の実施に当たっては、岩沼市生活支援体制整備事業実施要綱（平成28年5月30日告示第50号）の関係規定を遵守すること。

(2) 業務着手時の届出

業務着手に当たっては、着手届け及び実施計画書を提出するとともに、業務履行体制及びコーディネーターの経歴書を提出すること。

(3) 業務報告

以下に掲げる報告書を岩沼市健康福祉部介護福祉課に提出すること。

① 各月：業務実施月の翌月15日まで生活支援コーディネーター業務記録（ただし、3月分は令和9年3月31日とする。）。

② 業務完了後：会計年度終了後、速やかに業務完了報告書及び事業実績報告書

③ 随時：次に掲げる報告書を提出すること。

ア 協議体実施後、速やかに協議体実施報告書

イ 宮城県への報告及び県内自治体や関係機関への情報提供を目的とした報告書

ウ 事業目標、事業成果、次年度重点的に取り組む内容を記載した報告書

(4) 市が主催する会議への参加

市から会議等への出席の要請があった場合には、これに出席し、本事業に関する事例報告・効果の研究・検証結果等を報告すること。

8 契約代金の支払い

(1) 本業務における契約代金額の支払いは、契約書に基づき前払いとする。

(2) 受注者は、本業務の契約代金額の請求について、本市の指定する請求書により、次に掲げる日までに請求するものとする。

① 令和8年 5月29日

② 令和8年 8月31日

③ 令和8年11月30日

④ 令和9年 2月26日

(3) 本市との協議又は災害等の発生により一部の作業等を実施しないことにした結果、残金が生じた場合は、本市が指定する期日までに返還するものとする。

9 その他

(1) 本仕様書に規定するもののほか、業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は市と協議の上実施するものとする。

(2) 本業務の活動方針は別に定める。

(3) 本仕様書に定めがないものについては、別途協議する。